



# 宮 崎 県 公 報

平成22年3月15日 (月曜日) 第 2166 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 重要生息地の指定 (2件) …………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (3件) …………… ( ) 2

### 公 告

頁

- 宮崎県労働委員会補欠委員の推薦手続…………… (労働政策課) 2
- 市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定 (農村整備課) 6
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 148号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例 (平成17年宮崎県条例第84号) 第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称

和石田園重要生息地

#### 2 指定の区域

宮崎市高岡町内山の一部

#### 3 指定の区域の保護に関する指針

##### (1) 野生植物の個体群の生育のために確保すべき環境

個体の生育のためには、その生育環境である湿地等において、良好な水質、草原状態を保ち、外来種の植物除去を行うとともに、園芸植物の移入 (植栽) を行わないようにするなど、当該区域の植生を適切に維持することが必要である。

##### (2) 生育環境の維持のための管理の方針

当該重要生息地は、これまで、地域住民による草刈り等の保護活動が行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生育の環境を確保するため、こうした保護活動について、植物の生育に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続することにより、植生の遷移の抑制や日照の確保に努める。

### 宮崎県告示第 149号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例 (平成17年宮崎県条例第84号) 第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称

黒岳重要生息地

#### 2 指定の区域

東臼杵郡諸塚村大字七ツ山の一部

#### 3 指定の区域の保護に関する指針

##### (1) 野生植物の個体群の生育のために確保すべき環境

個体の生育のためには、その生育環境であるブナ帯において、鹿の食害の抑制、外来種の植物除去を行うとともに、園芸植物の移入 (植栽) を行わないようにするなど、当該区域の植生を適切に維持することが必要である。

##### (2) 生育環境の維持のための管理の方針

当該重要生息地は、これまで、地域住民による草刈り等の保護活動が行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生育の環境を確保するため、こうした保護活動について、植物の生育に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続するとともに、鹿の防護柵を設置することにより植生の保護に努める。

### 宮崎県告示第 150号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月15日から平成22年3月29日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字岩金乙1133番地先から同市同町山陰同字乙1228番8地先まで	旧	10.9 ~ 72.8	301.8
				新	10.9 ~ 84.4	

### 宮崎県告示第 151号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月15日から平成22年3月29日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字鳥 越1353番3	旧	5.0 ~ 8.4	63.0
			地先から同 郡同町同大 字同字1355 番1地先ま で	新	7.4 ~ 10.4	

**宮崎県告示第 152号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月15日から平成22年3月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
429	県道	猪八重 線	日南市北郷 町郷之原字 猪八重甲30 03番3地先 から同市同 町郷之原字 宮之前甲26 99番1地先 まで	旧	3.8 ~ 9.2	417.0
				新	3.8 ~ 35.4	

**宮崎県告示第 153号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月15日から平成22年3月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1133番	平成22年3月15日

地先から同  
市同町山陰  
同字乙1228  
番8地先ま  
で

**宮崎県告示第 154号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月15日から平成22年3月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字鳥 越1353番3 地先から同 郡同町同大 字同字1355 番1地先ま で	平成22年3月15日

**宮崎県告示第 155号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月15日から平成22年3月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
429	県道	猪八重 線	日南市北郷 町郷之原字 猪八重甲30 03番3地先 から同市同 町郷之原字 宮之前甲26 99番1地先 まで	平成22年3月15日

公 告

第38期宮崎県労働委員会使用者委員（佐田修一）から辞意の表明

があったため、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により補欠の使用者委員を任命するので、委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次により推薦してください。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 任命する補欠委員の数

使用者委員 1 人

2 推薦できるものの資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第 6 項で準用する同法第19条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 6 条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

平成22年 3 月15日（月曜日）から平成22年 3 月19日（金曜日）まで

6 推薦の方法

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。

ア 推薦書（別記様式第 1 号） 1 部

イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1 部

ウ 被推薦者の履歴書 1 部

エ 委員候補者調書（別記様式第 2 号） 1 部

7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

第38期宮崎県労働委員会の補欠委員（使用者委員）の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第2号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書の写し（労働者委員候補者推薦の場合）

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第 38 期宮崎県労働委員会使用者委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、日之影町が行う土地改良事業（大瀬地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成22年3月15日から平成22年4月12日まで
- 3 縦覧場所  
日之影町役場建設課内

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成21年12月17日から平成22年6月30日まで
- 3 作業地域  
都城市高城町穂満坊外

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年3月2日現在次のとおりである。

平成22年3月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,726人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,714人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年3月2日現在次のとおりである。

平成22年3月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区 99,794人

都城市選挙区	46,261人
延岡市選挙区	36,282人
日南市選挙区	16,456人
小林市選挙区	11,196人
日向市選挙区	17,267人
串間市選挙区	6,036人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,632人
えびの市選挙区	6,343人
宮崎郡選挙区	7,426人
北諸県郡選挙区	6,551人
西諸県郡選挙区	5,349人
東諸県郡選挙区	8,011人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,262人
東臼杵郡選挙区	8,656人
西臼杵郡選挙区	6,579人